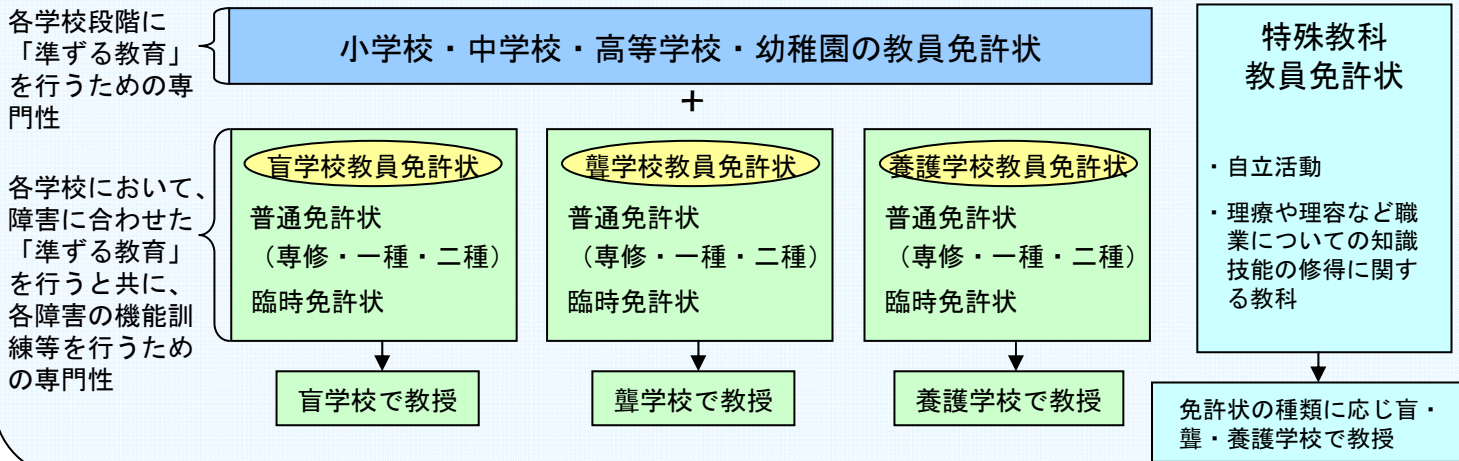


特別支援学校の制度化による教員免許制度について

改正前

障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度と教員免許制度を設定

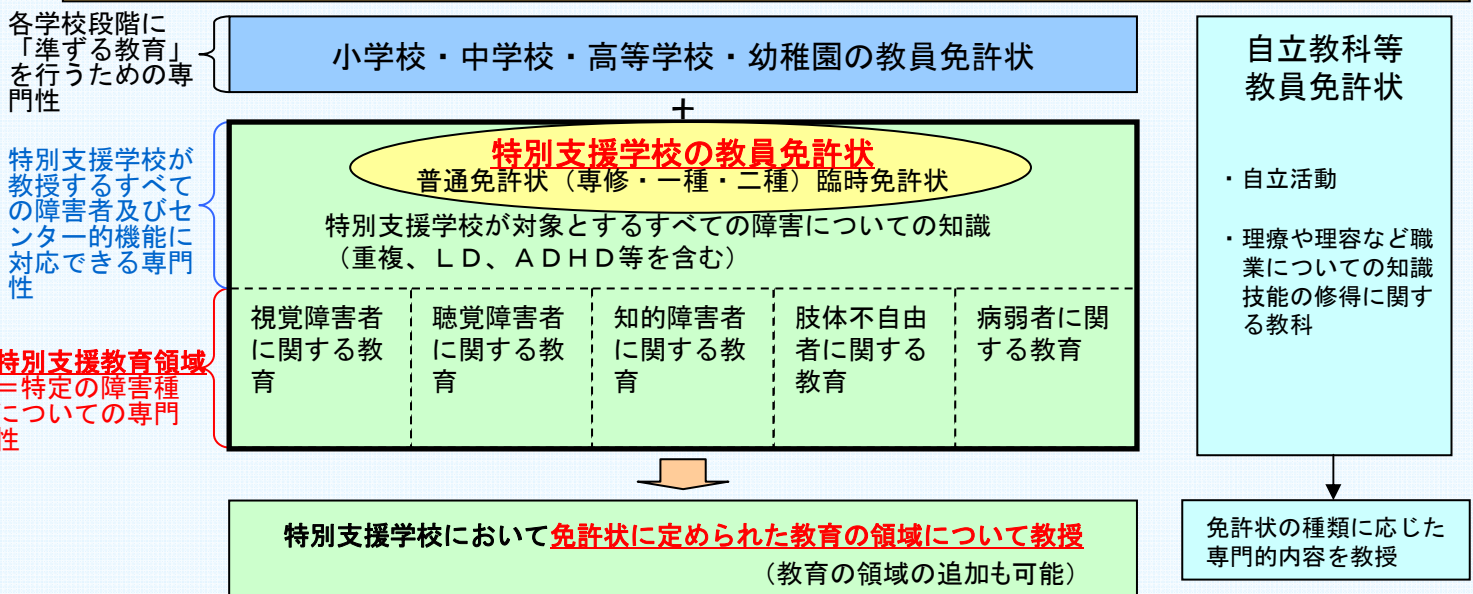


「特別支援学校」の制度化

- ・児童生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した教育の充実が図られる。
- ・特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍するLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等への支援の充実。

特別支援学校の免許状

- ・特別支援学校の柔軟な教育活動を行うことができるよう、学校制度の一本化に合わせ、免許状も一本化。
- ・その上で、特定障害についての専門性の確保の観点から、修得した単位数等に応じて、教授可能な教育の領域の一又は二以上を定めて免許状を授与。



【免許状の取得方法】

特別支援学校が対象とするすべての障害（重複、LD、ADHD等を含む）に関する一定の知識を修得した上で、特定障害について一定の単位数を修得。

（一種免許状の場合：視覚障害、聴覚障害→各8単位、知的障害教育、肢体不自由、病弱→各4単位）

修得した単位数等に応じて、教授可能な特別支援教育領域の一又は二以上を定めて免許状が授与される。

特別支援学校一種免許状の取得の例

すべての障害に関する一定の知識を修得した上で、「視覚障害」について8単位及び「知的障害」について4単位、「肢体不自由」について4単位、計26単位を修得

→「特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者に関する教育、知的障害者に関する教育及び肢体不自由者に関する教育）」を取得

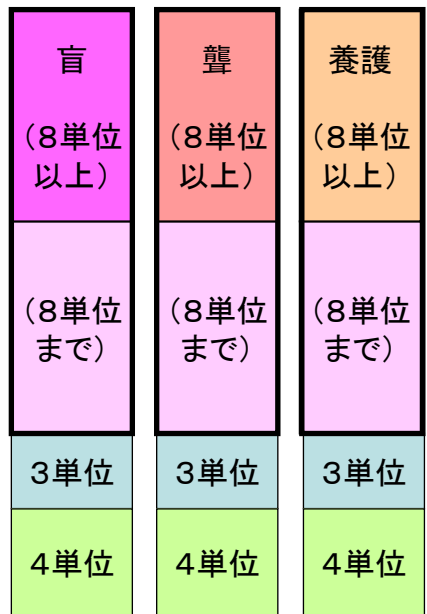
特別支援学校免許制度(概要)

(一種免許状を取得する場合)

- 心理生理及び指導法
- 取得免許状以外の障害に関する内容
- 基礎理論
- 教育実習

特別支援学校の免許状
 (教授できる教育の領域の定めが付された学校種一本の免許状制度)

改正前 (盲・聾・養護学校毎の免許状)



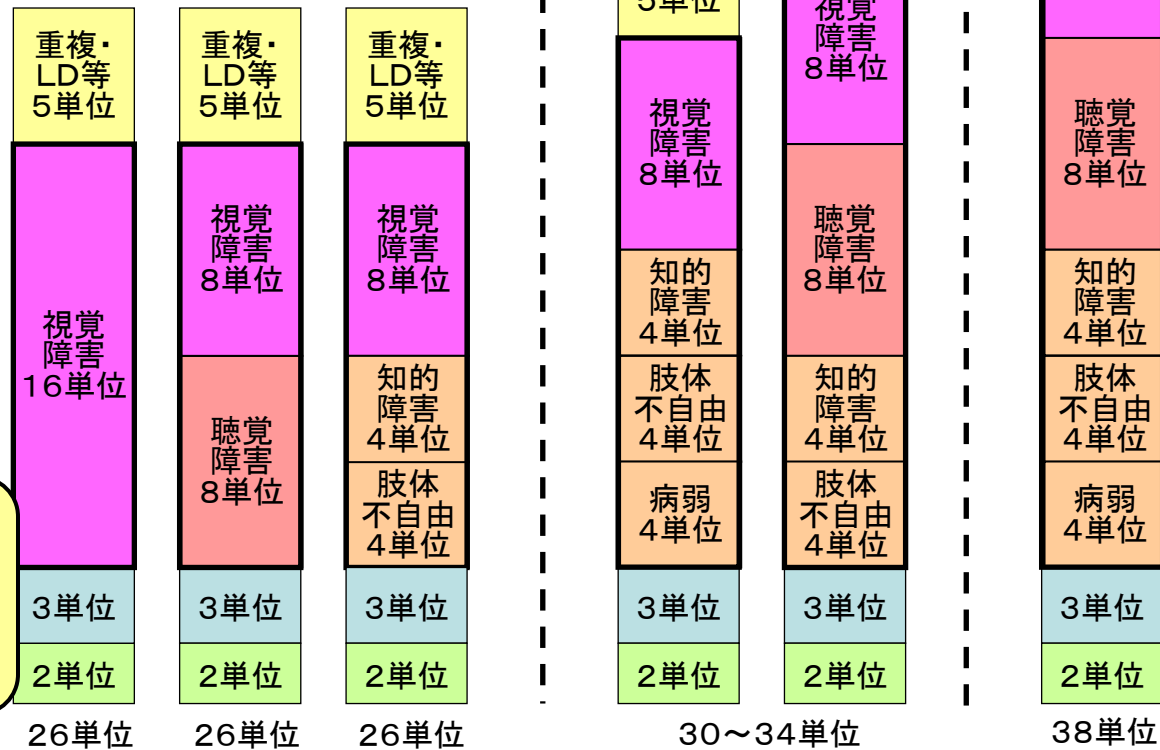
23単位 23単位 23単位

※基礎理論については、盲・聾・養護のすべての免許状取得に共通して使用可能

**特別支援学校
制度に対応した
柔軟な免許制度へ**

専門性の確保を図りつつ、
 ・共通領域の共有化
 ・他領域についての単位修得を免許状に評価

領域の追加
《単位修得の例》



- ① 26単位(最低修得単位)修得で1~3領域の担任が可能
 ・単位修得方法に応じて、領域を定めて免許状を授与
- ② 4領域までの担任が可能
 ・単位の追加修得方法に応じ、①の免許状に順次領域を追加
- ③ 全領域の担任可能

全領域を担当するためには、**61単位**の修得が必要

・**38単位**の修得で全領域の担任が可能
 ・LD等について必ず単位修得

○教育職員免許法（抄）

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚園にあっては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

附則第16項 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

○教育職員免許法施行規則（抄）

第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教諭に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

高等学校教諭		中学校教諭		小学校教諭		幼稚園教諭		目 教 職 に 関 す る 科 目	第一欄	第二欄	第三欄	最 低 修 得 単 位 数	第五欄	第六欄
一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状							
二	二	二	二	二	二	二	二	右項の各科目に含めることが必要な事項		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目			
								教職の意義及び教員の役割		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	最 低 修 得 単 位 数		
								教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)						
								進路選択に資する各種の機会の提供等						
六(四)	六(四)	四(三)	六(五)	六(五)	四	六	六	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	最 低 修 得 単 位 数		
								幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)						
								教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	最 低 修 得 単 位 数		
六(四)	六(四)	四(三)	一(二)	一(二)	一四	二	二	教育課程の意義及び編成の方法						
								各教科の指導法						
								道徳の指導法						
								特別活動の指導法						
								教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
								教育課程の意義及び編成の方法		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	最 低 修 得 単 位 数		
								保育内容の指導法						
								教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)						
四(二)	四(二)	四(二)	四(二)	四(二)	四	四	四	生徒指導の理論及び方法		生徒指導、教育相談に関する科目	生徒指導、教育相談に関する科目	最 低 修 得 単 位 数		
								教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
								進路指導の理論及び方法						
								幼児理解の理論及び方法		教育相談に関する科目	教育相談に関する科目	最 低 修 得 単 位 数		
								教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法						
三(二)	三(二)	五(三)	五(三)	五(三)	五	五	五			教育実習	教育実習	最 低 修 得 単 位 数		
二	二	二	二	二	二	二	二			教職実践演習	教職実践演習	最 低 修 得 単 位 数		

備考(略)